

身体的拘束の最小化のための指針

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴い、人間としての尊厳を大きく損なう。拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしない支援の実施に努める。

2. 身体的拘束最小化に向けての基本方針

当院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために、緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束の実施を原則禁止とする。

3. 用語の定義

(1) 身体的拘束の定義

「抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行なうこと」

基本診療科の施設基準及びその届け出に関する手続きの取り扱いについて【令和6年3月5日・保医発 0305 第5号の別添2 第1の7の(3)】より引用

(2) 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

「介護施設・事業所等で働く方々への身体的拘束廃止・防止の手引き(令和6年3月)」に準じ、当院での身体的拘束の具体的な行為を示す。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑤ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように車椅子セーフティベルトや、車椅子テーブルをつける。
- ⑥ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑦ 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑧ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑨ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑩ 自分の意思で開けることのできない病室等に隔離する。

(3) 身体的拘束の対象とはしない具体的な行為

- ① 身体的拘束にかかわって患者の安全を守り、ADLを低下させないために使

用するもの

- ・ 離床センサー（うーご君、マっ太君、おきた君、AC コール、離床 CATCH）
- ・ リハビリボール

- ② 検査・治療などの際にスタッフが常時傍で観察している場合の、一時的な四肢及び体幹の固定

4. やむを得ず身体的拘束を行う要件

本人または他の患者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみの適応とする。

「切迫性」：患者本人または他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「非代替性」：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する治療・看護方法がないこと。

「一時性」：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

5. 身体的拘束最小化のための体制

医療安全管理室の下に、院内の身体的拘束最小化を目的として、身体的拘束最小化チームを設置する。

(1) 身体的拘束最小化チームの構成

チームは医師、看護師、薬剤師、リハビリ等の多職種で構成する。

- (2) 会議は最低3ヶ月に1回行い、チームの会議及び支援状況は記録する。
- (3) 身体的拘束の実施状況を把握し、定期的に周知徹底する。
- (4) 身体的拘束を実施せざる得ない場合の検討を行なう。
- (5) 身体的拘束最小化のための職員全体への指導・研修を行なう。
- (6) 当該指針の定期的な見直しと、職員への周知と活用を行なう。

6. 身体的拘束最小化のための指針の閲覧

本指針は、当院マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とするほか、患者や家族が閲覧できるように院内への掲示又は当病院のホームページへ掲載する。